

コンプライアンス規程

株式会社 後工務店

目 次

第1章 総則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 適用範囲.....	1
第3条 解釈上の疑義.....	1
第4条 改廃.....	1
第2章 定義.....	1
第5条 定義.....	1
第3章 役職員の責務.....	1
第6条 役職員の責務.....	1
第4章 コンプライアンス体制.....	1
第7条 コンプライアンス委員会.....	1
第8条 コンプライアンス委員会の構成.....	1
第9条 コンプライアンス委員会の役割.....	2
第10条 コンプライアンス委員会の開催.....	2
第11条 各部署におけるコンプライアンス活動.....	2
第12条 コンプライアンス違反事案発生時の対応.....	2
第13条 通報者の保護.....	3
附則.....	3
第1条 施行日.....	3

コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、株式会社 後工務店（以下「会社」という。）の事業活動を行う上で基本原理となるコンプライアンスに係る基本事項を定め、適法かつ公正な事業運営の確保に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、会社のすべての役員及び従業員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

(解釈上の疑義)

第3条 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、関係部署の長及び外部の専門家の意見を勘案し、会社がこれを決定する。

(改廃)

第4条 本規程は、代表取締役社長の決裁により、改廃する。

第2章 定義

(定義)

第5条 本規程においてコンプライアンスとは、法律、政令、規則、定款、社会的規範、企業倫理、自主規制、社内規程等を適切に遵守して企業活動を行うことをいう。

第3章 役職員の責務

(役職員の責務)

第6条 役職員は、職務の遂行にあたって、コンプライアンスの重要性を理解し、業務遂行に際して、コンプライアンスを最優先する。また、コンプライアンスの観点から常に自らの行動及び言動を確認し、コンプライアンス違反の発生防止のため、適切な管理を行う。

2 役職員は、自ら又は会社関係者の言動について、コンプライアンスの観点から疑義が生じた場合、上司又は部門コンプライアンス責任者（第11条第1項で定義する）に相談しなければならない。

第4章 コンプライアンス体制

(コンプライアンス委員会)

第7条 会社は、コンプライアンスに関する状況を把握し、施策を推進するため、コンプライアンス委員会を設置する。

(コンプライアンス委員会の構成)

第8条 コンプライアンス委員会の委員長は、総務部の長とする。

2 コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス委員会の構成員を選任するものとする。

- 3 構成員には、各種専門士業または専門コンサルタント等の外部有識者を1名以上選任しなければならない。
- 4 コンプライアンス委員会の事務局は総務部とし、本規程に定めるコンプライアンス委員会の役割の実行にあたって必要となる各種事務を担当するものとする。

(コンプライアンス委員会の役割)

第9条 コンプライアンス委員会は、年度毎にコンプライアンスに係る基本方針を策定するものとする。

- 2 コンプライアンス委員会は、前項の基本方針に従って、以下のコンプライアンス活動を主導する。
 - (1) コンプライアンスに係る基本方針の周知
 - (2) コンプライアンスに関する具体的な施策の決定
 - (3) 各部署におけるコンプライアンスに関する具体的な施策の実行状況の監督
 - (4) 役職員に対するコンプライアンスに関する教育・研修の企画及び実行
 - (5) その他のコンプライアンスに関する指導監督、助言

(コンプライアンス委員会の開催)

第10条 コンプライアンス委員会は、原則として委員長があらかじめ指定する日に開催し、その他必要に応じて随時開催する。

- 2 コンプライアンス委員会は、原則として委員長が招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員全員の同意があったときは、招集の手続を省略することができる。
- 4 コンプライアンス委員会の議事の進行は、原則として、委員長が行う。
- 5 コンプライアンス委員会の委員長は、議題に応じて、コンプライアンス委員会に出席する者を別途指名し、当該出席者に対して、状況報告又は意見の申述を求めることができる。

(各部署におけるコンプライアンス活動)

第11条 各部署の責任者は、各部署のコンプライアンス責任者（以下「部門コンプライアンス責任者」という。）を定めるものとする。部門コンプライアンス責任者は、コンプライアンスに係る基本方針を理解し、コンプライアンス委員会及び総務部の統括の下、各部署において、コンプライアンスに関する具体的な施策を実行する。

- 2 各部署の責任者は、コンプライアンスに関する疑義が生じた場合には、コンプライアンス委員会又は総務部に相談しなければならない。

(コンプライアンス違反事案発生時の対応)

第12条 役職員は、自らコンプライアンス違反行為を行った場合、または違反行為を目撃・認識した場合は、直ちに上司または所定の通報窓口へ報告しなければならない。

- 2 コンプライアンス委員会は、通報または報告を受けた場合、速やかに事実関係を調査する。事案が重大であると判断した場合は、速やかに代表取締役へ報告し、第三者を含む調査チームを組織するものとする。
- 3 コンプライアンス違反が明らかになった場合、会社は就業規則（懲戒規定）等に基づき、関与した者に対し懲戒処分を行う。
- 4 会社は、当該違反行為が再発しないよう、業務フローの抜本的な見直しおよび全社員への再教育を実施し、その内容を公表する。

(通報者の保護)

第13条 会社は、コンプライアンス違反を通報したこと、または調査に協力したことを理由として、当該通報者に対し、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

附則

(施行日)

第1条 本規程は、2025年01月01日から実施する。